

# 日本維新の会 組織規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、党規約第4条第8項、第19条第3項、第23条第5項に基づき、党员及び地域組織等に関し必要な事項について定める。

## 第2章 党员

### (入党)

第2条 党規約第4条第5項に規定する一般党员になろうとする者は、特別党员1名の紹介により、所定の入党申込書（WEB上の入党申込みフォームを含む。）に必要事項を記入し、定められた党費を添えて紹介特別党员に提出し、当該特別党员が所属する都道府県総支部（以下「総支部」という。）に、当該特別党员の選挙区が所在する都道府県に総支部が設立されていない場合（以下「本部所属特別党员」という。）は日本維新の会党本部（以下「本部」という。）に入党の申込みをするものとする。ただし、それによりがたい場合は、本部に入党の申込みをするものとする。

2 前項の入党手続による党员資格の有効期間は、申込み手続が完了した日から、翌年の第6条第5項に規定する更新日の前日までとし、毎年の更新手続を経て党员資格を更新していくものとする。

3 党規約第4条第3項に規定する特別党员になろうとする者は、国会議員については党規約第4条第7項の規定により入党申請を行うこととし、国会議員以外の者については自身の選挙区が属する総支部へ入党の申込みをするものとする。なお、国政選挙に出馬の経験のある者の入党に関しては、原則、国会議員の入党手続に準じるものとする。

4 前項に規定する手続により入党を承認された者は、入党の承認日から、党規約第4条第3項で規定する特別党员の要件を失った日、党規約第24条で規定する倫理規範に反し除名の処分を受けた日又は第7条の規定により離党の申出が承認された日まで特別党员であるものとする。

5 党员は、党员番号を有する。

### (党籍)

第3条 総支部に入党申込みがあった場合は、総支部が入党審査を行い、その承認の可否を決定するものとする。

2 総支部は、入党を承認したときはその旨を速やかに本部に報告しなければならない。

3 総支部は、入党を承認した後であっても、党员条件を満たさない状況になったとき、又は党员として不適当な状況であることが判明し、改善の見込みがないと判断したときは、党员資格を取り消すことができる。この場合、総支部は、党员資格を取り消した旨を、その事実関係等を記載した書面で、速やかに本部に報告しなければならない。

4 本部は、総支部が入党を承認した場合であっても、適当ではないと判断した場合は党员資格を取り消すことができる。この場合、本部は、その旨を速やかに総支部に通知するものとする。

### (機関紙の購読)

第4条 党员は、本党の機関紙を定期購読することとする。

### (党費)

第5条 党員が納めなければならない党費は、一般党員については年額 2,000 円とし、特別党員については常任役員会が別に定める額とする。

2 総支部は、特別党員の党費について、前項の額に加えて党費として徴収することができる。新たに徴収する場合又は増額する場合は、支部における機関決定の手続を明記した書類により本部に申請し、その承認を受けなければならない。

3 一般党員の党費の納入については、入党時の党費は総支部から随時本部に納めるものとし、更新による党費の納入については、次条第5項で定める更新日までに総支部から本部に納めるものとする。

4 特別党員の党費の納入については、本部事務局からの通知に基づき、議員団又は特別党員個人が納めるものとする。

#### (登録手続)

第6条 総支部は、一般党員名簿及び特別党員名簿を作成し、更新日までに、本部に提出する。

2 一般党員名簿には、原則、党員の氏名、紹介特別党員、紹介者氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日、連絡先電話番号、メールアドレスを記載するものとする。

3 特別党員名簿には、党員の氏名、ふりがな、郵便番号、住所、性別、生年月日、連絡先電話番号、メールアドレス及び選挙区を記載するものとする。

4 一般党員の入党手続及び更新手続とも紹介特別党員が所属する総支部が、紹介特別党員がいない一般党員の更新手続については当該一般党員の住所又は居所を所管する総支部が行うものとし、総支部は、その手続に係る党費を取りまとめ、本部指定の口座に振り込むとともに、当該振込みを証する書面の写し及び入党申込書若しくは更新申請書を第1項の全党員名簿とともに本部に送付することとする。なお、紹介特別党員が本部所属特別党員の場合は、当該特別党員が上記手続を行うものとし、第2条ただし書きによる一般党員については総支部所管分を除き本部がその手続を行うこととする。

5 更新手続は、原則、毎年1月から3月末日を更新手続期間と設定し、4月1日を更新日とする。ただし、特別の事情のある場合においては総務会が別途定めることができる。なお、入党手続は、随時行うものとする。

6 登録後、名簿の記載に誤り等がある場合、本部はその旨を各支部に通知し、是正を要請する。総支部はその要請に速やかに対応しなければならない。

7 党員名簿は、原則として非公開とし、党規約第7条第9項で規定される代表選挙規則が定める目的、並びに総務会での決定の上、総務会長が特別に承認した目的以外に用いることはできない。また、総務会長が指定した者及び名簿を管理する事業者のみが、本部登録名簿を検査し修正等を行うことができるものとする。

8 代表選挙における本部党員名簿並びに支部の名簿の取り扱いは別途代表選挙規則において定めるものとする。

#### (離党)

第7条 一般党員が離党しようとするときは、所属する総支部又は本部への本人からの申し出（文書又は口頭を問わない）により離党することができる。なお、総支部又は本部の入党承認後は、いつの時点の離党申し出であっても党費は返還しない。

2 特別党員が離党しようとするときは、所属する総支部に離党を申し出て、総支部の承認を得るものとし、国会議員については、加えて党規約第4条第7項の規定に従い、幹事長に申し出た上で、常任役員会の承認を得るものとする。

- 3 総支部は、離党した一般党员及び特別党员を随時本部へ報告するものとする。

### 第3章 組織

#### (地域組織の設立等)

- 第8条 日本維新の会の地域組織として、党規約第19条で定められた国会議員選挙区支部、党規約第20条第1項で定められた総支部又は同条第4項で定められた市区町村支部を設立又は解散する場合には、事前に本部に通知し、法令、党規約及び本規則に定める手続を経なければならない。
- 2 総支部及び市区町村支部の代表者を選任又は異動する場合、事前に本部に通知し、党規約及び本規則に定める手続を経なければならない。
  - 3 党規約第23条第4項の規定により幹事長が講ずる必要な措置は、該当する支部等の解散の勧告、解散の決定、解散手続の代行等を行うこととする。
  - 4 市区町村支部の名称は、原則として、総支部の名称が「(都道府県名)維新の会」の場合は「(都道府県名)維新の会●●支部」とし、総支部の名称が「日本維新の会(都道府県名)総支部」の場合は「日本維新の会(都道府県名)●●支部」とする。●●の部分には市区町村名が記載されるものとする。

#### (国会議員選挙区支部)

- 第9条 衆議院議員選挙の小選挙区を活動区域とする国会議員選挙区支部の名称は、「日本維新の会衆議院○○第□選挙区支部」とする。○○の部分には都道府県名、□の部分には当該小選挙区の数字が、それぞれ記載されるものとする。
- ただし、当該小選挙区に複数の支部を設置する場合は、「第□選挙区」の次に「第△」を入れるものとし、△の部分には総務会長が定めた数字を記載するものとする。
- 2 衆議院議員選挙の比例代表選出議員又は同公認候補予定者(いずれも小選挙区との重複立候補者を除く。)を支部長とする国会議員選挙区支部の名称は、「日本維新の会衆議院○○第△選挙区支部」とする。○○の部分にはブロック名、△の部分には総務会長が定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。
  - 3 参議院議員選挙の選挙区選出議員又は同公認候補予定者を支部長とする国会議員選挙区支部の名称は、「日本維新の会参議院○○選挙区第△支部」とする。○○の部分には都道府県名、△の部分には総務会長が定めた数字が、それぞれ記載されるものとする。
  - 4 参議院議員選挙の比例代表選出議員又は同公認候補予定者を支部長とする国会議員選挙区支部の名称は、「日本維新の会参議院比例区第△支部」とする。△の部分には総務会長が定めた数字等が記載されるものとする。
  - 5 国会議員選挙区支部は、党規約及び当規則に準じて規約等を定め、適正な組織運営を行わなければならない。

#### (国会議員選挙区支部長)

- 第10条 党規約第19条で規定する国会議員選挙区支部の支部長の選定は、幹事長が必要とされる資料を調べ常任役員会へ提案し、常任役員会の承認に基づき、代表が決定する。なお、常任役員会の承認を得るとまがないと判断される場合は、候補者選定規則第2条第1項の規定を適用して行われる候補者選定と併せて支部長の決定を行うことができるものとする。
- 2 前項の支部長を選定するための基準等は、別に定める。
  - 3 第1項の支部長の任期は、新人の場合は当該国政選挙期日までとし、現職の場合は当該国政選挙期日又は国会議員としての任期満了日のいずれか遅い日までとする。な

お、当該支部長が当該国政選挙において議席を得た場合には、その任期は次期国政選挙期日又は国会議員としての任期満了日のいずれか遅い日まで延長される。

- 4 国政選挙の結果、議席を得ることができなかった支部長は、原則として、総務会の指示の下、速やかに支部を解散するものとする。総務会の指示にもかかわらず支部長が支部を解散しない場合は、本部が解散手続の代行等を行うことができるものとする。
- 5 支部長は、支部長の異動又は支部の解散を行う場合、支部会計及び届出等について、必要な措置を講じなければならない。

#### (総支部)

第 11 条 総支部の名称は、「〇〇維新の会」又は「日本維新の会〇〇総支部」とする。〇〇の部分には都道府県名が、原則、記載されるものとする。

- 2 総支部は、党規約及び本規則に準じて規約等を定め、適正な組織運営を行わなければならない。

#### (一般党員の維持)

第 12 条 総支部及び市区町村支部は、当該地域内において毎年一般党員を 50 名以上維持しなければならない。

- 2 特別党員は、次の区分により毎年自己が紹介特別党員となっている一般党員を維持しなければならない。ただし、各総支部において下記以上の基準を定めている場合はその基準に従うものとする。

ア 国会議員 選挙区内 100 名以上及び選挙区外を含めて 200 名以上

イ 国会議員選挙区支部長 選挙区内 100 名以上

ウ 都道府県議・政令市議・首長 20 名以上

エ 政令市議を除く市区町村議 10 名以上

- 3 前項の基準の達成期限は、毎年 3 月末日とし、1 月から 3 月の間に入党又は当選により前項の対象者となった場合は、翌年の 3 月末日とする。なお、この達成基準は特別党員としての義務であり、未達成者については処分対象とする。
- 4 特別党員が離党等により党籍がなくなった場合は、所属する総支部において当該特別党員が紹介特別党員となっている一般党員を引き続き管理できるよう、原則、当該特別党員が一般党員の意味確認等の引継ぎを行うこととし、それによりがたい場合は、一般党員が所属する総支部又は本部が行うものとする。

#### (支部証明書の発行)

第 13 条 国会議員選挙区支部、総支部又は市区町村支部の設立並びに支部名称、主たる事務所の所在地及び主たる活動区域の変更に関する支部証明書は、所定の様式による申請に基づき、本部が発行する。

#### (選管届出の報告等)

第 14 条 国会議員選挙区支部、総支部又は市区町村支部は、その設立、異動、解散を都道府県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）に届け出たときは、当該県選管の受理印のある届出書の写しをファクシミリ送信等によって速やかに本部に報告するものとする。

- 2 本部より支部政党交付金の交付を受けた国会議員選挙区支部、総支部又は市区町村支部は、当該交付を受けた年（解散の場合は解散日までの期間）について作成した使途等報告書を本部及び県選管に提出する前に、本部の担当部局の事前点検を受けるものとする。

(地域政党)

第 15 条 党規約第 22 条に規定する地域政党の指定を受けるための要件は、別途これを定める。

附則【平成 28 年 2 月 20 日制定】

(施行期日)

第 1 条 本規則は決定と同時に施行する。

(経過措置)

第 2 条 総支部が存在しない地域における手続きは、原則、本部において行うものとする。

附則【平成 28 年 8 月 23 日改正】

この規則は、本党の名称変更に関する議案に係る党大会決定と同時に施行する。

附則【平成 29 年 3 月 25 日改正】

この規則は、平成 29 年 3 月 25 日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。

附則

この規則は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この規則は、令和元年 11 月 30 日から施行する。

附則

この規則は、令和 2 年 9 月 12 日から施行する。

附則【令和 4 年 3 月 27 日改正】

この規則は、令和 4 年 3 月 27 日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。

附則

この規則は、令和 5 年 10 月 29 日から施行する。